

住宅リフォーム促進事業概要

○事業の目的

住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る、住宅のリフォームに要する費用の一部を補助することにより、町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備並びに町内建設産業の振興及び雇用を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

補助対象者

次の要件を全て満たす者

- ① 斜里町に住民基本台帳に登録しており、住宅の所有者であり、現に居住している者。
- ② 対象者と同居する全ての者が、町税及び公共料金等を滞納していないこと。

補助対象住宅

次の要件を全て満たす物件

- ① 自己が所有している戸建の専用住宅又は戸建ての店舗併用住宅で、町内に存する住宅であること。
- ② リフォームの着手時において、建築後5年を経過していること。

対象となる工事

次に掲げる工事のいずれかで、当該工事に要する経費（消費税除く）が50万円以上であること。

- ・対象住宅の増築・改築のための工事
- ・住宅の主要構造部の耐久性及び安全性の向上を目的とする改修工事
- ・住宅の性能の向上を目的とする改修工事

対象とならない工事及び経費

- ① 住宅改修を伴わない内装仕上げ材（フローリング、クッションフロア、畳、クロス、石膏ボード、化粧合板等）工事
- ② 住宅改修を伴わない設備機器（給湯器、暖房器、ユニットバス、洗面台、システムキッチン、空調システム、後付の照明器具等）工事
- ③ 改修居住部分と居住以外の部分を併せて改修工事する場合は、その居住以外の部分の改修工事に要した費用
- ④ 国、北海道、斜里町、その他公共的団体等から交付金等を受けた場合は、その対象となった費用

補助金の額

補助金の額は、住宅改修等に要する費用（補助対象費用）の10分の1以内の額とする。但し、上限を30万円とする。

施工業者

斜里町商工会の会員であって、斜里町建設工事等競争入札参加資格者及び斜里町小規模修繕契約希望者に登録し、町内に独立した事業所を有する建設業を営む者をいう。

補助金交付申請時に必要なもの

【申請書類】斜里町住宅リフォーム促進補助金交付申請書

【添付書類】①申請者及び同一世帯に属する者の住民票謄本の写し

②建物の所有権及び建築月日が証明できる文書の写し（建物登記事項証明書又は登記済証・建築基準法による検査済証・固定資産税課税台帳等）

③申請者及び同一世帯に属する者の町税や公共料金等の納入状況調査同意書

④国、北海道、斜里町、その他公共的団体等から交付金等に関する調査同意書（別紙1）

⑤工事見積書の写し（補助対象工事と他の工事を分離したもの）

⑥工事契約書の写し

⑦建物の位置図及び工事箇所図及び写真（着工前の状況）

⑧住宅の見取り図及び面積表（非居住部分を含む住宅で屋根、外壁を改修する場合）

住宅リフォーム促進事業補助金 申請から交付までフロー図

